

所得税の申告が始まります！

2月3日(月)から3月16日(月)まで所得税の還付申告を受け付けします。

◆所得税が還付される方(例)

- ◇給与収入があり、年末調整を行っていない場合(勤務先に確認してください)
- ◇病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ◇ローン等を利用して住宅を新築や購入、増改築等をして住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合

◆所得税還付申告に必要なもの

- ◇印鑑
- ◇源泉徴収票や収入証明書

(※確認後、返却します。コピーをとることがあります。)

- ◇還付金の振込先口座番号(信金・銀行・郵便局・農協)

※申告者本人の通帳または通帳の写しをご持参ください。

- ◇マイナンバーカード又は通知カード及び本人確認書類(運転免許証など)

- ◇各種領収書または証明書

(生命保険料・地震保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・寄附金など)



◆医療費控除を受ける場合

- ◇医療費控除は領収書の提出は不要です。

領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

また、明細書に医療費通知を添付することで、明細の記入を省略することができます。

(「医療費控除の明細書」は役場税務出納課、屈足支所で配布しているほか、国税庁のホームページよりダウンロードできます。)

- ◇「医療を受けた方」「病院・薬局」ごとに領収書を整理し、それぞれの合計額を申請者本人が「医療費控除の明細書」に記入してください。

- ◇医療費の範囲(下記のもので本人が支払った医療費)

- ・医師による診療代、治療代
- ・治療のための医薬品の購入費
- ・病院等へ支払った入院費
- ・証明書のあるおむつ、医療用器具の購入費

- ◇医療費は生計を一にする配偶者および扶養親族のものを合計することができます。

- ◇生命保険・高額医療費等で補てんされた金額は支払った医療費から差し引かれます。

- ◇支払った医療費が全額返ってくるわけではありません。

- ◇基準額(10万円または総所得金額の5%の少ない方)を超える部分が該当します。

申告書は帯広税務署、役場税務出納課、屈足支所のいずれかに提出してください。